

# 議会制度関連資料

---



## (1) 基本的な認識

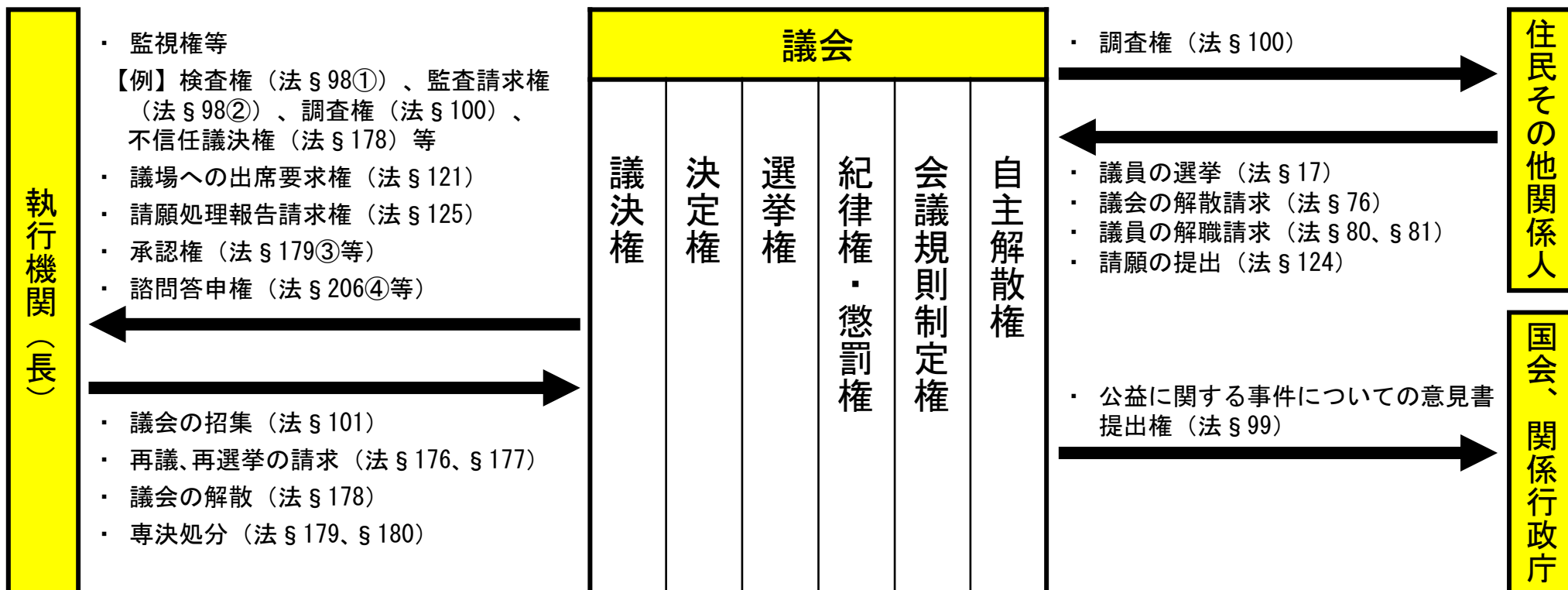


# 地方議会制度の概要について

平成26年5月28日  
第1回専門小委員会資料

- 地方議会は、憲法第93条第1項の「議事機関」として地方公共団体に設置されている。
- 地方議会は、住民全体を代表する機関であり、住民の直接選挙で選出される議員により構成される。
- 地方議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長（執行機関）と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適切な運営を実現することとされている。
- 地方自治法上、地方議会は、都道府県・市区町村の別、又はその団体の規模を問わず、一つの制度として定められている。

〔議会の権限と執行機関との関係〕



# 地方議会に関する制度改正の主な沿革

	議会制度					
	招集・会期	身分・報酬	議員定数	組織・審議体制	議案提出権等	意見提出権
昭和22年(地方自治法制定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長が招集</li> <li>・議員定数の四分の一以上により臨時会請求可能</li> <li>・定例会・毎年6回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期4年</li> <li>・報酬・実費弁償の支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数の法定定数を定めた(都道府県)</li> <li>・議員定数の法定定数を定め、条例により定数の減少を認めた(市町村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会に書記長及び書記を置く(市町村は書記長を置かないことができる)</li> <li>・常任委員会・特別委員会制度創設</li> <li>・常任委員会で公聴会の開催可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算を除き議員に議案提出権(発案議員数1人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長の事務について、議会は説明を求め、意見を述べることができる(以降、累次の行政委員会等の整備あり)</li> <li>・当該地方公共団体の公益に関する事件について意見書を関係行政庁に提出できる</li> </ul>
昭和25年				<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県に議会事務局を必置に、市に議会事務局を設置可能に</li> <li>・特別委員会で公聴会の開催可能</li> </ul>		
昭和27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会：毎年4回</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数を条例により定数の減を可能に(都道府県)</li> </ul>			
昭和31年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会：毎年4回以内において条例で定める回数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員に条例で期末手当を支給可能に</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会数を人口段階で制限、議員の常任委員会の所属数を1に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案提出には議員定数8分の1以上の賛成を必要とする</li> <li>・修正動議の規定を整備</li> </ul>	
昭和33年				<ul style="list-style-type: none"> <li>・町村に議会事務局を設置可能に</li> </ul>		
昭和44年			<ul style="list-style-type: none"> <li>・都の特例を整備</li> </ul>			
昭和52年			<ul style="list-style-type: none"> <li>・都の特例を改正</li> </ul>			
平成3年				<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会・特別委員会で参考人招致を可能に</li> <li>・議会運営委員会を設置可能に</li> </ul>		
平成11年			<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数の法定定数の廃止(条例定数制度の導入)</li> <li>・市町村議会の議員定数の人口区分の大括り化等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案・修正動議の提出には議員定数12分の1以上の賛成を必要とする</li> <li>・条例制定権の強化(「法令に反しない限り」全ての事務について条例制定が可能に)</li> </ul>	
平成12年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務調査費制度の創設</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会数の人口段階による制限の廃止</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会に対する地方議会の意見書の提出権を整備</li> </ul>
平成14年				<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員派遣制度の創設</li> </ul>		
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会の招集回数の自由化</li> </ul>					
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長への臨時会の招集請求権の付与</li> <li>・臨時会の招集請求があった場合に長は20日以内に招集する義務</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止等</li> <li>・学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができる制度の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会に議案提出権を付与</li> </ul>	
平成20年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政委員会の委員等の報酬の規定から議員報酬の規定を分離し「議員報酬」に改称</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議規則に定めるところにより議案の審査の場等の設置を可能に</li> </ul>		
平成23年			<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数の法定上限の撤廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会事務局等の共同設置が可能に</li> </ul>		
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通年会期制の導入</li> <li>・長が議会を招集しない場合の、議長への臨時会招集権の付与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務調査費から政務活動費への改正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会に関する法定事項の簡素化・条例委任</li> <li>・公聴会、参考人招致の本会議実施の法定化</li> </ul>		

	議会制度		長と議会の関係				
	議決事件	議会の検査権・調査権	長の出席義務	長の再議	長の専決処分	長の不信任議決、長による議会解散	
昭和22年(地方自治法制定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決事件の規定(条例の改廃、予算の決定、決算の認定、使用料等の賦課徴収、権利の放棄等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の事務に係る書面検査権を規定(以後、累次の行政委員会等の整備あり)</li> <li>監査委員への監査請求権を規定</li> <li>議会の調査権を創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長から出席を求められた場合の長の議場への出席義務を規定(以後、累次の行政委員会等の整備あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般再議、違法再議、収支不能再議、義務費再議、災害応急等再議を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専決処分の要件として①議会が成立しないとき、②会議をひらくことができないとき、③招集する暇がないと認めるとき、④議決すべき事件を議決しないときと規定</li> <li>専決処分を行った場合、長は次の議会に報告し承認を求める</li> <li>議決により指定した簡易な事項について長は専決処分することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会は議員数の3分の3以上の出席のもとその4分の3以上の同意により長の不信任を議決することができる</li> <li>不信任議決を行った場合に長は10日以内に議会を解散できる</li> <li>解散しないとき、解散後の議会でも再度不信任の議決があった場合の長の失職</li> </ul>	
昭和23年	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決事件の追加(条例で定める財産の取得又は処分及び営造物の設置又は処分、条例で定める契約の締結等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査権及び監査請求権の範囲の拡大(政令で定めるものを除く機関委任事務も対象)</li> <li>検査権及び監査請求権の範囲の拡大(政令で定めるものを除く自治事務・法定受託事務を対象)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正当な理由がある場合の長の議場への出席義務の免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般再議を創設、議決要件を出席議員の3分の2とした</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③について、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らか」であることに限定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解散後の議会での再度の不信任議決の要件を議員数の3分の2以上の出席のもとその過半数の同意とした</li> </ul>	
昭和25年				<ul style="list-style-type: none"> <li>違法再議の結果なお違法と認める場合の内閣総理大臣等への審査請求等を整備</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>専決処分の対象から副知事・副市町村長を除外</li> <li>専決処分を議会が承認しない場合の長の作為義務を規定</li> </ul>
昭和31年	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決事件の整理(条例で定める財産の取得又は処分、契約の締結について、「重要なもの」に整理)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件等に拡大(議決要件は過半数)</li> <li>収支不能再議を廃止</li> </ul>			
昭和38年	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決事件の整理(契約の締結、財産の取得又は処分について、「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定めるもの」に改定)</li> <li>政令に基準を制定</li> </ul>						
昭和52年	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決対象となる契約の基準を定める政令を改正(金額の増額)</li> </ul>						
昭和61年	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決事件の追加(財産の信託)</li> <li>政令の財産の取得・処分の基準に信託受益権の売買を追加</li> </ul>						
平成3年							
平成5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決対象となる契約の基準を定める政令を改正(金額の増額)</li> </ul>						
平成11年							
平成18年							
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定受託事務を議決事件の追加対象に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙人等の出頭を求めることができる場合の制限</li> </ul>					
平成24年							

# 議会制度に関する最近の主な答申事項の制度化の状況について①

## 第26次「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」(H12.10.25)

### 地方議会制度のあり方

※運用改善の提言を除く

- 学識経験者や地域・職域を代表する者等を審議に直接参加させる仕組みを設けることも今後の検討課題とすべき

注：第26次地制調の審議事項のうち、①地方議員の国会への意見書の提出、②政務調査費(現行の政務活動費)制度の創設、③常任委員会数制限の廃止については、答申前の平成12年地方自治法改正により実現



# 議会制度に関する最近の主な答申事項の制度化の状況について②

## 第28次「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（H17.12.9）

※運用改善の提言を除く

### 議会のあり方

- (1) 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止すべき
- (2) 委員会の委員を、閉会中など一定の場合に、委員会条例により議長が指名することで選任できるようにすべき
- (3) 議案提出権について、委員会にも認めるべき
- (4) 学識経験者等が議案を調査・報告できることとすべき
- (5) 会議録を電磁的記録により作成することも可能とすべき
- (6) 専決処分の要件の明確化を図るべき
- (7) 必要と認めるときに必ず臨時会が開かれる担保が必要
- (8) 法定受託事務の議決事件の追加について、引き続き検討
- (9) 議員定数の法定上限を撤廃することについて、引き続き検討
- (10) 勤労者が立候補・議員活動できる環境整備、議員と他団体の職員との兼職を可能とすることも検討すべき課題
- (11) 議員を「公選職」と位置づけるべきとの意見について、法的効果や政治活動と公務の関係等の論点があり、引き続き検討
- (12) 小規模自治体においては会期制度を廃し、週1回夜間の会議開催など、規模に適した新たな議会制度を、今後検討すべき

### ○平成18年地方自治法改正

- ・ 議員の複数常任委員会への所属制限の廃止
- ・ 委員会の委員につき、閉会中でも、議長が指名し選任ができることとする
- ・ 委員会の議案提出権を認める
- ・ 学識経験者等の知見を活用
- ・ 電磁的記録による議事録の作成を可能に
- ・ 専決処分の要件を明確化
- ・ 議長に、議会運営委員会の議決を経て、長に対して臨時会の招集請求する権限を付与する

### ○平成23年地方自治法改正

- ・ 法定受託事務を議決事件の追加対象とした
- ・ 議員定数の法定上限を撤廃

# 議会制度に関する最近の主な答申事項の制度化の状況について③

## 第29次「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」(H21.6.16)

- (1) 議会の議員定数の決定は、各団体の自主的な判断に完全に委ねることとし、法定上限を撤廃すべき
- (2) 法定受託事務について議決事件の追加を認めるべき
- (3) 法定受託事務のうち議決事件の追加が適当でないと考えられるものに対する措置を検討していく必要
- (4) 長期間の会期を設定し必要に応じて会議を開く方式など、弾力的な議会のあり方を促進すべき
- (5) 議会の招集権の議長への付与について、平成18年改正の議長の臨時会招集請求権の運用状況を見ながら、引き続き検討
- (6) 長の調査権及び長が議会に経営状況の報告を要する対象となる法人を拡大すべき
- (7) 契約の締結等、議決事件の対象について条例で定めることができる範囲を現行より合理的な範囲内で拡大すべき
- (8) 住民訴訟の係属中に損害賠償・不当利得返還請求権を放棄することを制限する措置を講じるべき
- (9) 議会への実地検査権について、検査権や調査権の行使の状況も勘案しつつ、検討すべき
- (10) 勤労者の立候補に伴う休暇保障制度等について、議会活動を社会で支える意識の醸成に努めつつ、検討していくべき
- (11) 議員の位置付け等を法制化すべきとの意見について、議員活動の実態を踏まえ、政治活動と公務との関係等を勘案しつつ、引き続き検討

### ○平成23年地方自治法改正

- ・ 議員定数の法定上限を撤廃
- ・ 法定受託事務を議決事件の追加対象とした

### ○平成24年自治令改正(政令第137号)

- ・ 法定受託事務のうち議決事件とすることが適当でない事務を規定

### ○平成24年地方自治法改正

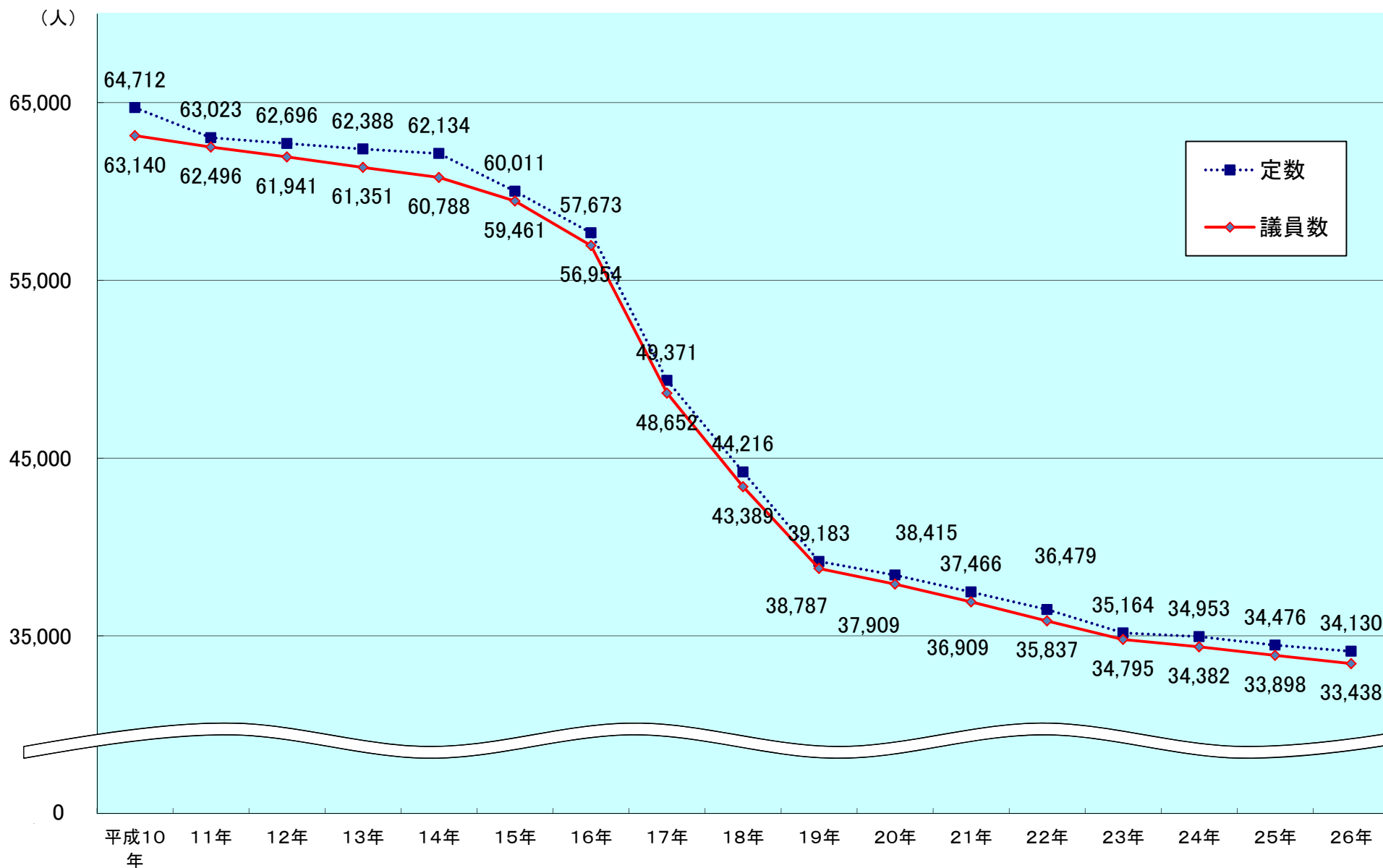
- ・ 条例により、定例会・臨時会の区別を設けず、通年の会期とすることができることとされた
- ・ 議長等による臨時会の招集請求後、20日以内に長が招集しないとき、議長が臨時会を招集

### ○平成23年自治令改正(政令第410号)

- ・ 地方公共団体が資本金等の4分の1以上を出資している法人等のうち条例で定めるものに拡大

※運用改善の提言を除く

# 地方議会議員数の推移①

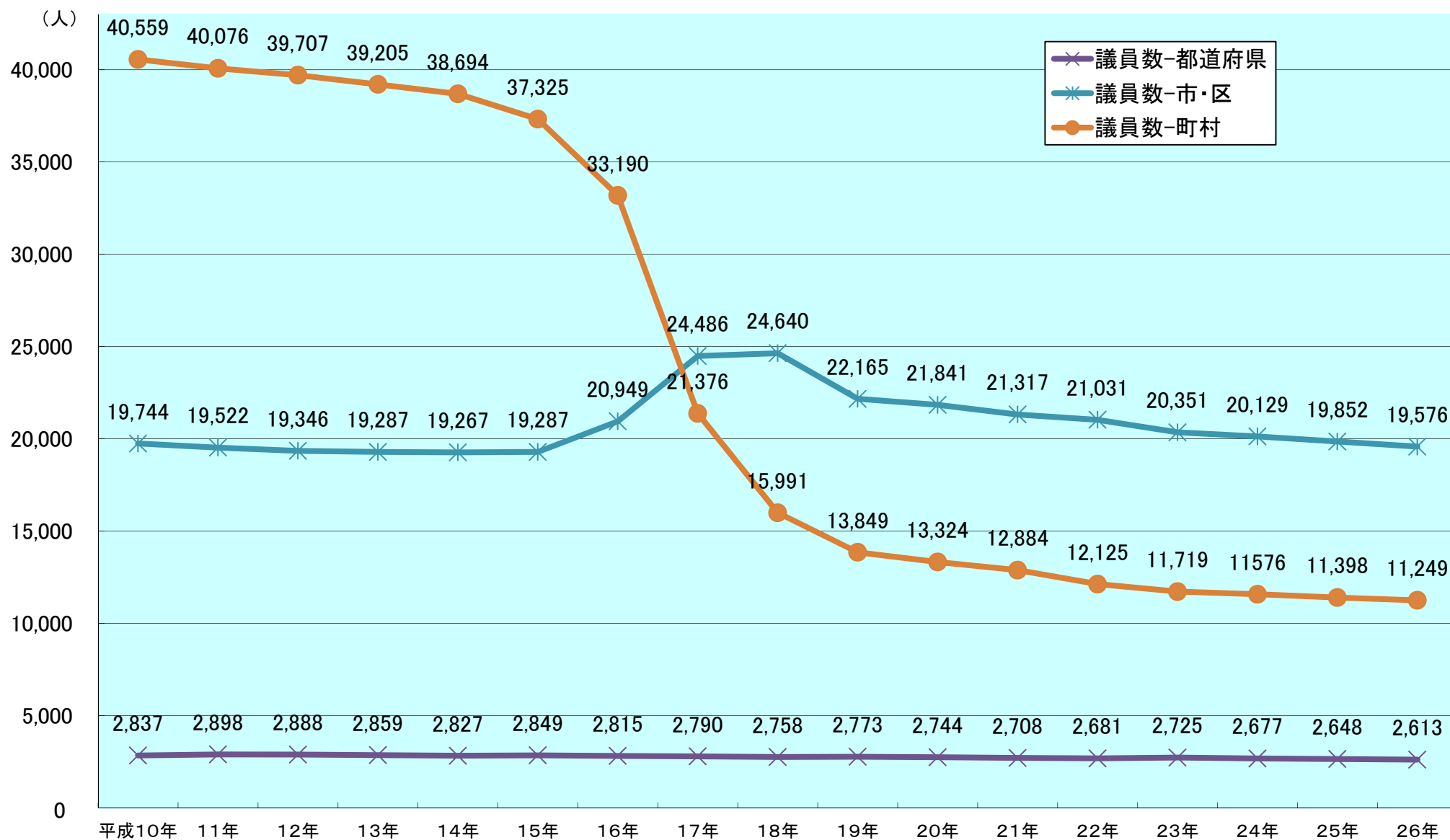


注1：各年12月31日現在の計数である。

注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

## 地方議会議員数の推移②



注1：各年12月31日現在の計数である。

注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

# 都道府県議会議員定数の推移

(※改正箇所は黄色)

		人口区分			定数上限
		70万人未満	70万～100万人	100万人以上	
明治23年 (1890年)	●府県制制定 人口区分に応じて法定定数を決定していたプロシア (ドイツ)の制度を参考に制定。	30人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増	なし
明治32年 (1899年)	勅令事項であった議員定数が法律に明記。	30人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増	なし
昭和4年 (1929年)	府県に条例制定の機能を付与。	30人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増	なし
昭和18年 (1943年)	議員定数の定数上限設定。(市制改正により市会の 定数上限が80名に設定されたことに対応。) 東京都制が施行。都議会設置(定数100)。	30人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増 (東京都:100人)	90人
昭和21年 (1946年)	●地方制度改正 議員定数の増加、定数上限変更。	40人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増 (東京都:120人)	100人
昭和22年 (1947年)	●地方自治法制定(第九十条) 議員定数の定数上限変更。	40人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増 (東京都:120人)	120人
昭和27年 (1952年)	条例による議員定数の減少が可能となる。	40人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増 (東京都:120人)	120人
平成11年 (1999年)	人口区分に応じた法定上限値を定め、その範囲内 で条例で定数を定める。	「75万人未満」に変更 40人	5万人毎に 1人増	7万人毎に 1人増 (東京都:130人)	120人
平成23年 (2011年)	●地方自治法制定(第九十条) 議員定数の法定上限の撤廃。	なし			

(出典:松本英昭「新地方自治制度詳解」(2000年4月1日)、佐藤英善「逐条研究 地方自治法Ⅱ」(2005年1月15日)をもとに作成)

# 市議会議員定数の推移

(※改正箇所は黄色)

		人口区分								定数上限
		5万人未満	5万～10万人	10万～15万人	15万～20万人	20万～30万人	30万～50万人	50万～60万人	60万人以上	
明治21年 (1888年)	●市制制定 人口区分に応じて法定定数を決定していたプロシア(ドイツ)の制度を参考に制定。	30人	36人	5万人毎に3人増		10万人毎に3人増				60人
明治44年 (1911年)	市の実際の人口の状況に対応出来るようにするため、定数の上限を撤廃。人口に応じて定数増加。	30人	36人	39人	42人	45人 10万人毎に3人増	20万人毎に3人増		なし	
大正10年 (1921年)	人口の増加に伴い、議員定数を増加。	30人	36人	40人	44人	48人 10万人毎に4人増	20万人毎に4人増		なし	
昭和18年 (1943年)	戦時下における体制強化・能率化のため、定数上限を再設定し、人口に応じた定数増加を抑制。	30人	36人	40人	44人	48人 15万人毎に4人増	30万人毎に4人増		80人	
昭和21年 (1946年)	定数上限を再設定し、議員定数を大正10年時点に戻す。	30人	36人	40人	44人	48人 10万人毎に4人増	20万人毎に4人増		100人	
昭和22年 (1947年)	●地方自治法制定(第九十一条) 条例により定数の減少が可能となる。	30人	36人	40人	44人	48人 10万人毎に4人増	20万人毎に4人増		100人	
平成11年 (1999年)	人口区分に応じた法定上限値を定め、その範囲内で条例で定数を定める。	26人	30人	34人	38人	46人	56人	56人 40万人毎に8人増	なし	
平成23年 (2011年)	議員定数の法定上限の撤廃。	なし								

(出典:松本英昭「新地方自治制度詳解」(2000年4月1日)、佐藤英善「逐条研究 地方自治法Ⅱ」(2005年1月15日)をもとに作成)

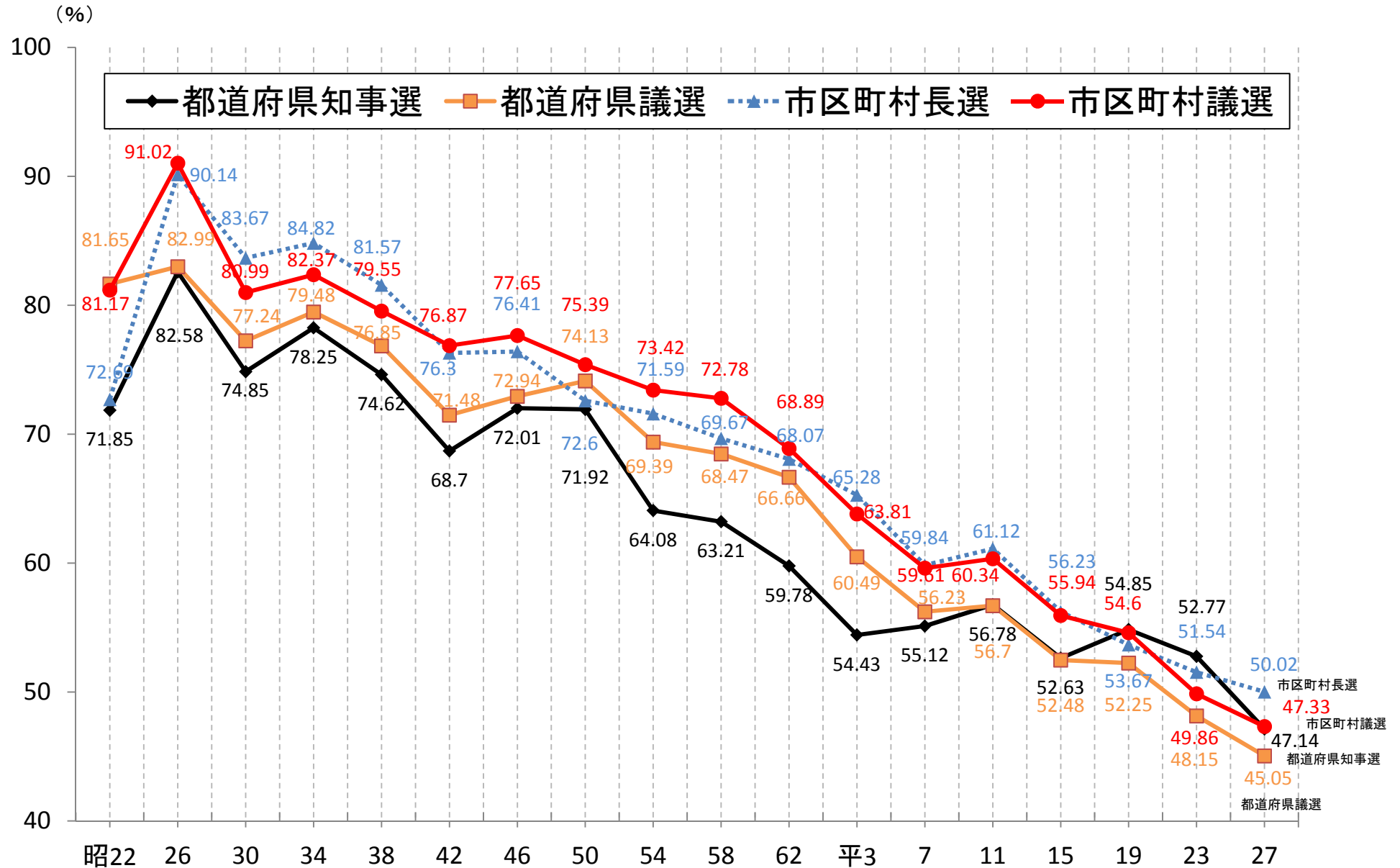
## 町村議会議員定数の推移

(※改正箇所は黄色)

		人口区分					定数上限
		1千5百人未満	1千5百～5千人	5千～1万人	1万～2万人	2万人以上	
明治21年 (1888年)	●町村制制定 人口区分に応じて法定定数を決定していたプロシア (ドイツ)の制度を参考に制定。	8人	12人	18人	24人	30人	30人
		5千人未満		5千～1万人	1万～2万人	2万人以上	定数上限
大正15年 (1926年)	人口の増加に伴い、議員定数を増加。	12人		18人	24人	30人	30人
		2千人未満	2千～5千人	5千～1万人	1万～2万人	2万人以上	定数上限
昭和21年 (1946年)	各人口区分の議員定数を増加。	12人	16人	22人	26人	30人	30人
		2千人未満	2千～5千人	5千～1万人	1万～2万人	2万人以上	定数上限
昭和22年 (1947年)	●地方自治法制定(第九十一条) 条例により定数の減少が可能となる。	12人	16人	22人	26人	30人	30人
		2千人未満	2千～5千人	5千～1万人	1万～2万人	2万人以上	定数上限
平成11年 (1999年)	人口区分に応じた法定上限値を定め、その範囲内で 条例で定数を定める。	12人	14人	18人	22人	26人	なし
平成23年 (2011年)	議員定数の法定上限の撤廃。	なし					

(出典:松本英昭「新地方自治制度詳解」(2000年4月1日)、佐藤英善「逐条研究 地方自治法Ⅱ」(2005年1月15日)をもとに作成)

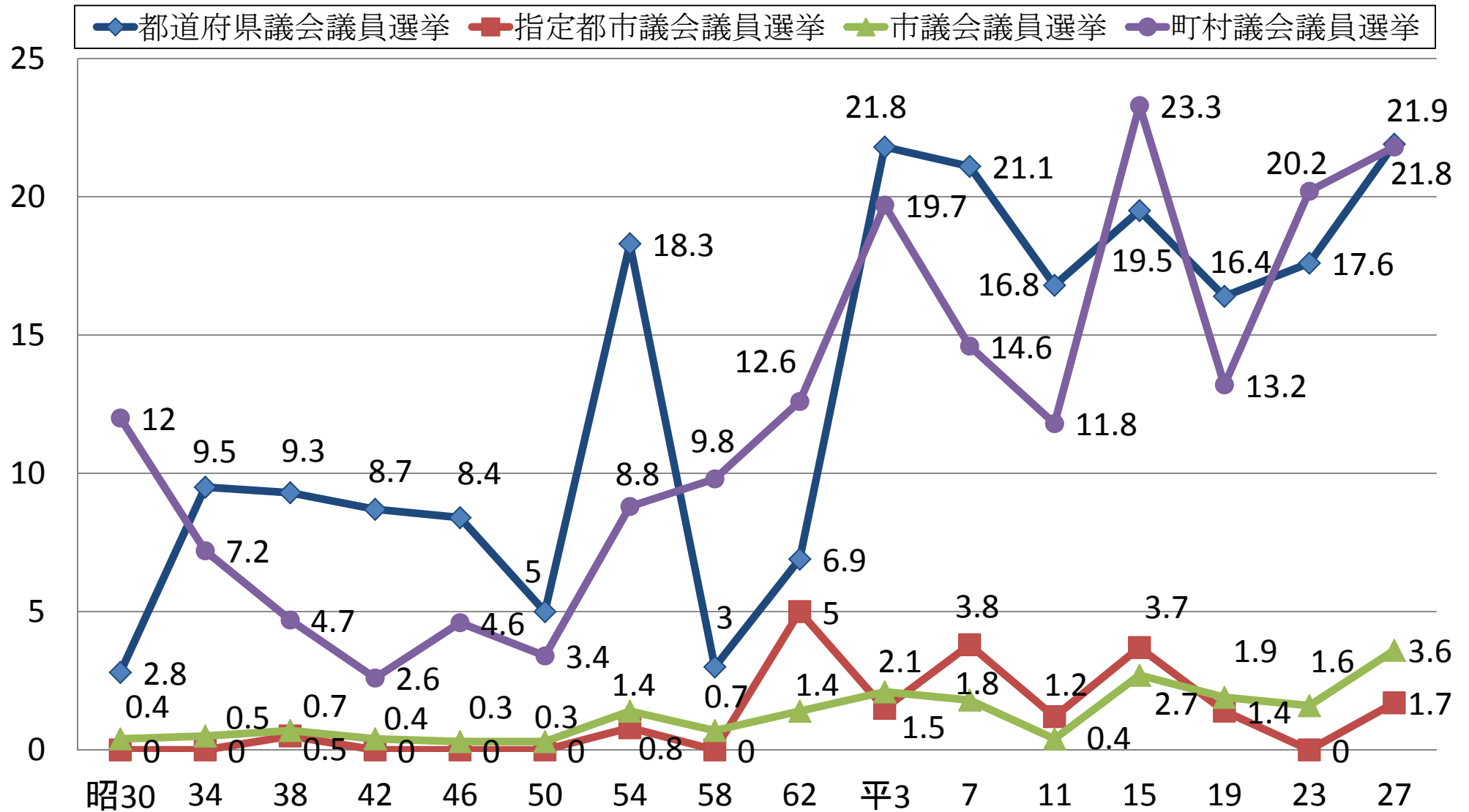
# 統一地方選挙における投票率の推移



出典：総務省「地方選挙結果調」を基に作成。(本調査は、統一地方選挙の際に調査したもの)



# 統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



注1: 総務省「地方選挙結果調」をもとに作成。  
 本調査は、統一地方選挙の際に調査したもの。  
 注2: 第1回、第2回統一地方選挙の際は調査を実施せず。



## (2) 議会制度や議会運営のあり方



# 招集権の改正の経緯について

昭 和 22 年	<p>●<u>地方自治法の制定</u></p> <p>第百一条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。議員定数の四分の一以上の者から会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集の請求があるときは、当該普通地方公共団体の長は、これを招集しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
平 成 18 年	<p>●<u>地方自治法の改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を付して臨時会の招集を請求することができることとされた。</li> </ul> <p>第百一条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長はこれを招集する。</p> <p>2 <u>議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。</u></p> <p>3 <u>議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。</u></p> <p>4 <u>前二項の規定による請求があったときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあった日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。</u></p> <p>5 (略)</p>
平 成 24 年	<p>●<u>地方自治法の改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議長による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができることとされた。</li> <li>議員定数の4分の1の者による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集しなければならないこととされた。</li> <li>議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとされた。</li> </ul> <p>第百一条</p> <p>5 <u>第二項の規定による請求のあった日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。</u></p> <p>6 <u>第三項の規定による請求のあった日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者申出に基づき、当該申出のあった日から、都道府県及び市にあっては十日以内、町村にあっては六日以内に臨時会を招集しなければならない。</u></p> <p>第百二条の二 <u>普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもって、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。</u></p> <p>6 <u>第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日を定めなければならない。</u></p>

# 地方議会の議決事件について①

地方議会の議決すべき事項については、地方自治法第96条第1項各号に列挙されているほか、同条第2項において、条例で議決事件を追加することができることされている。

## 議決事件

- ① 条例の制定・改廃(法 § 14)
- ② 予算の議決(法 § 211・218)
- ③ 決算の認定(法 § 233)
- ④ 地方税の賦課徴収・分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収
- ⑤ 工事・製造の請負契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結(令 § 121の2①)
- ⑥ 財産の交換・出資・支払手段としての使用・適正な対価なくしての譲渡又は貸付け
- ⑦ 不動産の信託(法 § 237②)
- ⑧ 政令で定める面積以上の不動産・動産、不動産信託の受益権の買入れ・売払いの契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結(令 § 121の2②)
- ⑨ 負担付きの寄付・贈与
- ⑩ 権利の放棄
- ⑪ 条例で定める公の施設の長期かつ独占的な利用(法 § 244の2②)
- ⑫ 地方公共団体が当事者である不服申立て・訴えの提起・和解・あっせん・調停・仲裁
- ⑬ 損害賠償額の決定
- ⑭ 公共的団体等の活動の総合調整
- ⑮ その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項(例:指定管理者の指定、外部監査契約の締結、地方道路の認定等)

※ このほか、条例で地方公共団体に関する事件について議会の議決事項を定めることができる。(法 § 96②)

## 地方議会の議決事件について②

地方議会の議決すべき事項のうち、工事・製造の請負契約の締結（⑤）、不動産・動産又は不動産信託の受益権の買入れ・売払い（⑧）は、政令で定める基準以上で条例で定める額以上の契約の締結について議会の議決を要することとなる。

### 政令の基準

⑤ 工事・製造の請負契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121の2 ①）

工事又は製造の請負	都道府県	5億円以上
	指定都市	3億円以上
	市（指定都市を除く。）	1億5千万円以上
	町村	5千万円以上

⑧ 政令で定める面積以上の不動産・動産、不動産信託の受益権の買入れ・売払いの契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121の2 ②）

不動産若しくは動産の買入れ・売払い（土地については、その面積が都道府県にあつては1件2万㎡以上、指定都市にあつては1件1万㎡以上、市町村（指定都市を除く。）にあつては1件5千㎡以上のものに限る。）又は不動産信託の受益権の買入れ・売払い	都道府県	7千万円以上
	指定都市	4千万円以上
	市（指定都市を除く。）	2千万円以上
	町村	7百万円以上

# 予算の発案権と修正権について

## 予算の発案権

予算を定めることは議会の議決事件であるが、予算を調整し、執行することは長の担当事務とされており長は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に、議会の議決を経なければならないこととされている。  
なお、議会の議員には予算案を議会に提出する権限(予算発案権)はなく、予算発案権は長に専属する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 1 (略)
- 2 予算を定めること。
- 3~15 (略)

② (略)

第一百十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

②~③ (略)

第一百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 1 (略)
- 2 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 3~9 (略)

第二百十一条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。

## 予算の修正権

議会は予算案について、長の予算の権限を侵さない範囲で増額して議決することができる。一方、予算の減額には原則として制限はない。

地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

第九十七条 (略)

② 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。



# 今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（抄） （第29次地方制度調査会答申（平成21年6月））（決算認定関係）

## 第3 議会制度のあり方

### 1 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策

#### （2）議会の監視機能

##### ③ 議会における決算の認定

地方公共団体の決算は、毎会計年度、議会の認定に付さなければならないこととされているが、仮に議会が決算を認定しない場合には、まずは、議会が、その審議等を通じ、長の予算執行や政策遂行上の問題点等決算を認定しない理由を長や住民に対して明らかにするよう努めるべきである。また、長は、議会から指摘された問題点等に関しては、決算の審議において、その原因や善後策等を十分に説明するとともに、決算が認定されなかった場合には、住民に対してもその善後策等を説明するよう努めるべきである。

# 議会活動の情報発信の取組状況

## ○ メディアを活用した本会議・委員会審議の公開状況

(団体)

	インターネットによる会議中継		ビデオ・オン・デマンドの有無		テレビによる会議中継		ラジオによる会議中継	
	本会議	委員会	本会議	委員会	本会議	委員会	本会議	委員会
都道府県 (全47団体)	46 (97.9%)	26 (55.3%)	44 (93.6%)	25 (53.2%)	23 (48.9%)	13 (27.7%)	2 (4.3%)	1 (2.1%)
市区 (全811団体)	389 (47.9%)	68 (6.2%)	497 (61.2%)	76 (9.4%)	317 (39.1%)	20 (1.8%)	46 (5.7%)	1 (0.1%)
町村 (全928団体)	152 (16.4%)		-		182 (19.6%)		4 (0.4%)	

注：都道府県については、テレビ及びラジオによる会議中継は、本会議・委員会の一部を放送している場合も含む。  
市区については、委員会のうち常任委員会について実施している団体数を記載している。

出典：全国都道府県議会議長会「第12回都道府県議会提要」(H23.7.1現在)  
全国市議会議長会「平成25年度市議会の活動に関する実態調査」(H25.12.31現在)  
全国町村議会議長会「第60回町村議会実態調査」(H26.7.1現在)

## ○ 議会広報紙の年間発行状況

(団体)

	0回	1～2回	3～4回	5回以上
都道府県 (全47団体)	13 (27.7%)	2 (4.3%)	20 (42.6%)	12 (25.5%)
市区 (全811団体)	77 (9.5%)	5 (0.4%)	587 (72.4%)	142 (17.5%)
町村 (全928団体)	153 (16.5%)	9 (0.9%)	744 (80.2%)	22 (2.4%)

注：都道府県については、全戸若しくは町内会単位に配付する文書又は新聞等の紙面により広報している団体数を記載している。  
出典：全国都道府県議会議長会「第12回都道府県議会提要」(H22.4.1～H23.3.31)  
全国市議会議長会「平成25年度市議会の活動に関する実態調査」(H25.1.1～12.31)  
全国町村議会議長会「第60回町村議会実態調査」(H25.7.1～H26.6.30)

## ○ ホームページの開設状況

(団体)

	開設している	開設していない
町村 (全928団体)	837 (90.2%)	91 (9.8%)

注：都道府県及び市区については、全都道府県、全市区にて開設している。  
出典：全国町村議会議長会「第60回町村議会実態調査」(H26.7.1現在)

# 「公聴会」の活用一覧（H24～25年度）

## ○ 公聴会（法§115の2①）

予算その他重要議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有している者・学識経験者等から意見を聴くことができる。

都道府県：1団体（1件）

都道府県名	案件	開催年月日	公述人数
群馬県	監査委員の罷免について	H25. 8. 2	2人

市区町村：7団体（7件）

市町村名	案件	開催年月日	公述人数
北海道栗山町	栗山町自治基本条例制定に対する賛否について	H25. 2. 19	6人
宮城県美里町	美里町水道事業給水条例の一部改正について	H24. 8. 24	3人
福島県石川町	石川町役場庁舎を街中につくることを求める請願	H25. 6. 13	1人
埼玉県所沢市	所沢市議会議員定数（素案）について	H25. 2. 5	7人
千葉県流山市	現在の流山市議会議員の定数28人について	H26. 1. 26	17人
京都府宇治市	（仮称）宇治市自転車の安全利用を促進する条例（素案）	H24. 10. 18	6人
京都府南丹市	小学校再編整備計画に係る公聴会	H25. 6. 26	7人

出典：総務省「地方自治月報第57号」（平成24年4月1日～平成26年3月31日）

# 「参考人の招致」の活用一覧（H24～25年度）

## ○ 参考人（法§115の2②）

地方公共団体の事務に関する調査・審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

都道府県： 35団体(343件)、市区：196団体(922件)、町村： 58団体(152件)

都道府県	市区	町村
青森県(2)、岩手県(37)、宮城県(8)、秋田県(2)、山形県(4)、福島県(2)、茨城県(25)、栃木県(14)、群馬県(4)、東京都(2)、神奈川県(2)、富山県(1)、石川県(8)、長野県(2)、静岡県(10)、愛知県(9)、三重県(9)、滋賀県(7)、京都府(23)、大阪府(4)、兵庫県(18)、奈良県(9)、和歌山県(1)、鳥取県(7)、島根県(6)、広島県(13)、山口県(2)、愛媛県(11)、高知県(2)、佐賀県(12)、長崎県(60)、熊本県(3)、宮崎県(5)、鹿児島県(5)、沖縄県(14)	帯広市(9)、稚内市、美唄市、恵庭市、弘前市、十和田市、盛岡市(9)、宮古市(21)、一関市(3)、陸前高田市(14)、釜石市、奥州市(6)、滝沢市(14)、仙台市(6)、石巻市、塩竈市(3)、気仙沼市(2)、岩沼市(3)、登米市(2)、大崎市(6)、潟上市(3)、米沢市、福島市(16)、会津若松市(10)、白河市(2)、南相馬市、水戸市(3)、古河市(2)、取手市(2)、鉾田市、下野市(3)、藤岡市、さいたま市(13)、川越市、川口市、所沢市(4)、蓮田市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市(11)、和光市(5)、久喜市(7)、ふじみの市(2)、船橋市(28)、館山市、流山市(2)、我孫子市(9)、白井市(13)、富里市(2)、香取市、山武市、大網白里市(2)、千代田区(3)、世田谷区(61)、板橋区、練馬区、青梅市、町田市(27)、小平市(2)、日野市(15)、清瀬市、多摩市、横浜市(13)、川崎市(2)、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、新潟市(5)、柏崎市、新発田市(4)、五泉市(3)、上越市(17)、佐渡市、魚津市(4)、金沢市(5)、珠洲市、白山市、敦賀市(3)、坂井市(11)、長野市(29)、小諸市(2)、塩尻市(4)、佐久市、可児市(7)、郡上市(2)、静岡市(2)、磐田市(5)、袋井市(5)、下田市(2)、名古屋市(2)、津市(2)、四日市市(7)、伊勢市(6)、松阪市(2)、桑名市(15)、鳥羽市(6)、伊賀市(19)、大津市(4)、栗東市(2)、甲賀市(3)、東近江市、米原市、京都市、福知山市、宇治市、亀岡市(5)、城陽市(5)、京田辺市、京丹後市(18)、吹田市(6)、八尾市(4)、河内長野市、松原市、大東市(3)、和泉市(2)、東大阪市(3)、神戸市(7)、明石市(12)、高砂市、加西市(14)、丹波市(6)、南あわじ市(3)、朝来市(4)、淡路市(4)、加東市、生駒市、香芝市、宇陀市(2)、新宮市(2)、鳥取市(6)、米子市(6)、倉吉市(2)、浜田市、出雲市(17)、大田市(3)、雲南市(2)、岡山市、玉野市、瀬戸内市、尾道市、庄原市(3)、東広島市(2)、江田島市(2)、下関市(13)、宇部市(4)、山口市、防府市(2)、光市、周南市(4)、山陽小野田市、鳴門市(22)、小松島市、さぬき市(2)、東かがわ市、伊予市(6)、八幡浜市(3)、高知市、室戸市、宿毛市(2)、飯塚市(8)、田川市(2)、春日市、福津市、宮若市(4)、糸島市、東峰村(2)、佐賀市(3)、伊万里市、諫早市(4)、平戸市、雲仙市、熊本市、西原村、佐伯市(14)、国東市(7)、宮崎市、都城市(5)、日南市、小林市、西都市(6)、えびの市(4)、阿久根市(5)、出水市(3)、薩摩川内市(6)、曾於市(3)、霧島市、いちき串木野市(2)、南さつま市、那覇市(4)、宜野湾市(7)、石垣市(2)、浦添市(6)、糸満市(13)、沖縄市(2)	栗山町(4)、俱知安町(3)、長万部町、羽幌町、音更町(2)、芽室町(3)、大樹町、厚岸町、六ヶ所村(2)、葛巻町(3)、紫波町(5)、矢巾町(9)、山田町(2)、松島町(5)、大郷町(9)、富谷町、涌谷町、藤里町、川俣町(2)、只見町(4)、三芳町(3)、葉山町、箱根町(2)、湯河原町、愛川町、能登町、信濃町(3)、香美町(3)、大淀町、湯浅町(2)、有田川町(5)、日高町(2)、古座川町(2)、智頭町(2)、北栄町(2)、大山町(4)、邑南町(4)、古賀町(3)、鏡野町(2)、奈義町、周防大島町(3)、まんのう町(3)、いの町(2)、志免町(3)、新宮町(3)、岡垣町(9)、荻田町、長洲町(2)、西原村、氷川町、九重町、新富町、日之影町、東串良町、錦江町(5)、肝付町(3)、嘉手納町(3)、西原町(4)

出典：総務省「地方自治月報第57号」(平成24年4月1日～平成26年3月31日)

# 「専門的事項に係る調査」の活用一覧（H24～25年度）

## ○ 専門的事項に係る調査（法§100の2）

議案の審査又は地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等にさせることができる。

市区町村：16団体（20件） ※都道府県は該当なし

都道府県名	市町村名	審査事項又は調査事項	調査を求めた相手方	調査期間
北海道	栗山町	栗山町自治基本条例及び栗山町総合計画の策定と運用に関する条例に係る調査について	大学名誉教授	H25. 1. 7～H25. 3. 29
北海道	栗山町	栗山町議会議員定数問題等及び議会基本条例の見直しに関する調査について	大学名誉教授	H25. 10. 1～H26. 3. 31
岩手県	久慈市	久慈市議会における議会改革の取り組みの推進についての研究	調査研究機関研究員	H25. 5. 20～H26. 3. 20
岩手県	陸前高田市	陸前高田市議会基本条例の検証に関する専門的調査について	大学教授	H24. 12. 21～H25. 3. 31
岩手県	紫波町	議会基本条例の策定に関する事項	民間シンクタンク研究員	H25. 4. 23～H26. 2. 21
宮城県	大和町	議員定数・報酬等の考え方と議会改革について	大学教授	H25. 11. 5
山形県	米沢市	堆肥製造事業所の臭気対策及び堆肥製造に関する調査	コンサルタント会社	H24. 7. 13～H24. 8. 31
埼玉県	嵐山町	常任委員会の所管事務調査として基礎的な財政の仕組み、町の財政分析を含めた 評価と課題について	大学教授	H24. 10. 9～H24. 12. 20
埼玉県	嵐山町	議会運営委員会の所管事務調査として議員間の自由討議について	大学教授	H24. 11. 19～H25. 3. 29
千葉県	流山市	流山市民参加条例の研究・調査に関する事項	大学教授	H24. 4. 1～H24. 6. 30
岐阜県	可児市	可児市議会基本条例策定に関する専門的調査を依頼する件について	大学教授	H24. 4. 1～H24. 9. 30
三重県	四日市市	専門的知見を活用した四日市市の補助金に関する調査業務委託	大学教授	H25. 7. 25～H25. 10. 4
京都府	京都市	京都市会の議員定数・議員報酬の在り方について	大学教授1名 大学准教授2名	H25. 4. 24～H25. 9. 4
大阪府	八尾市	大規模自然災害発生時における市議会の役割、具体的には市長部局が災害対策本部を設置した場合における市議会と市議会事務局の活動内容の調査	大学准教授	H24. 6. 29～H25. 3. 31
奈良県	奈良市	奈良市議会基本条例案策定に当たっての法的審査等に関する業務について	大学教授	H24. 6. 26～H25. 1. 11
奈良県	奈良市	奈良市議会議員政治倫理条例案策定に当たっての法的審査等に関する業務について	弁護士	H24. 6. 26～H25. 2. 4
鳥取県	鳥取市	鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案に関する調査業務	コンサルタント会社	H24. 9. 7～H24. 11. 19
香川県	まんのう町	満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査	社団法人支部長	H25. 11. 5～H25. 12. 6
香川県	まんのう町	満濃中学校PFI事業における重大な瑕疵に伴う調査に係る事項	NPO法人理事長	H25. 12. 10～H26. 6. 30
熊本県	熊本市	①議会の運営、②熊本市議会のあるべき議員定数、③議員報酬全般の3項目に関する 調査	地方議会研究会代表	H24. 5. 1～H24. 12. 31

出典：総務省「地方自治月報第57号」（平成24年4月1日～平成26年3月31日）

# 地方議会における議会報告会の取組について

## ○議会活動の報告や住民との意見交換の場の設定

- ・ 議員個人や会派ではなく、合議体の議会として条例・予算をはじめ、議会で議決した議案やその他議会活動について、住民への報告や議会と住民との意見交換を実施し、議決機関としての議会の説明責任を果たすとともに、住民からの意見を聴取。（「議会報告会」として420団体が実施（「議会改革白書2013」（自治体議会改革フォーラム編）参照））

### <主な議会報告会の概要>

議会名	鹿児島県議会	岩手県議会	三重県四日市市議会	京都府宮津市議会
報告会の名称	「あなたのそばで県議会」	「本音で語ろう県議会」	四日市市議会報告会	宮津市議会報告会
報告会の内容	・議会活動等の説明 ・北薩地域の振興策について意見交換	・決算特別委員会の審議内容 ・東日本大震災からの復旧・復興に関する県議会の取り組みについて説明、意見交換	定例月議会終了後に、常任委員会ごとに開催 ・総務常任委員会（防災対策について） ・都市・環境委員会（交通施策について） ・教育民生常任委員会（子ども子育てについて） ・産業生活常任委員会（四日市市の産業振興について）	・平成26年度当初予算 ・平成25年度補正予算 ・条例制定 について説明、意見交換
開催頻度及び地域	年1回（2地域）	年2回（5地域）	年4回（4地域）	年2回（6地域）
出席議員	22名	各地域毎に7名	各委員会毎に9名	各地域毎に5～6名
市民意見の取扱い	質問や意見を後日HPに掲載	質問や意見を後日HPに掲載	質問や意見を後日HPに掲載	質問や意見を後日HPに掲載
議会基本条例での位置付け	第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする (1) 県政に関する県民の意思を把握すること。	第5条 議会は、次に掲げる方法により、県民参加の機会の充実を図るものとする。 (2) 議会と県民との意見交換の場の設置	第23条 議会は、議会活動について市民等に報告等を行う場（議会報告会）を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。	第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を年2回以上行うものとする。

# 地方議会の運営の実態

	町村	市区								都道府県	
		～5万人	5万人～ 10万人	10万人～ 20万人	20万人～ 30万人	30万人～ 40万人	40万人～ 50万人	50万人～	指定都市		
(人) 人口分布	201人～ 53,857人										588,667人～ 13,159,388人
(人) 平均議員 定数	12.5	18.3	22.1	26.9	32.5	37.6	40.7	47.1	61.5	58.2	
(人) 議員一人当 りの住民数の 平均	996	1,887	3,159	5,221	7,621	9,096	10,840	12,966	22,033	39,561	
(回/年) 定例会/臨時 会平均開催回 数	(定例会) 4.0 (臨時会) 3.1	4.0 2.3	4.0 2.0	4.0 1.8	4.0 2.0	4.0 1.9	4.0 2.2	4.0 1.3	3.9 1.4	3.7 0.7	
(日/年) 年間平均 会期日数	47.5	77.8	86.7	93.7	91.5	88.5	96.4	101.9	114.4	115.3	
(件/年) 年間平均 議案件数	96.1	119.8	128.3	140.6	160.4	184.8	162.7	145.7	271.1	212.8	
[長提出]	[86.2]	[108.1]	[114.4]	[124.7]	[143.6]	[161.8]	[143.1]	[127.7]	[242.5]	[179.1]	
[議員・委員会提出]	[9.9]	[11.7]	[13.9]	[15.9]	[16.8]	[23.0]	[19.6]	[18.0]	[28.6]	[33.7]	
(委員会) 平均委員会 設置数	6.1	7.5	7.7	8.6	9.4	8.9	9.7	12.1	13.3	10.3	
(人) 議会事務局 平均職員数	2.5	4.6	5.9	8.6	13.2	15.8	18.1	20.3	45.1	43.6	

出典：【人 口】平成22年国勢調査（H22.10.1現在）

【議員定数】全国都道府県議会議員定数調査（H25.7.1現在）、市議会議員定数に関する調査（H25.12.31現在）、第59回町村議会実態調査（H25.7.1現在）

【委員会数】全国都道府県議会議員定数調査（H25.7.1現在）、市議会の活動に関する実態調査（H25.12.31現在）、第59回町村議会実態調査（H25.7.1現在）

【事務局職員数】全国都道府県議会議員定数調査（H25.7.1現在）、市議会議員の属性に関する調査（H25.8.1現在）、第59回町村議会実態調査（H25.7.1現在）

【その他】都道府県議会定数及び臨時会に関する調査（H25.1.1～12.31）、都道府県議会定例会及び臨時会における議案数に関する調査（H25.1.1～12.31）、市議会の活動に関する実態調査（H25.1.1～12.31）、第59回町村議会実態調査（H24.7.1～H25.6.30）

# 議員定数の少ない地方議会の状況

都道府県名	市町村名	人口(人)	有権者(人)	議員定数(人)	委員会数	議会事務局職員数(人)		定例会・臨時会の開催状況			
								定例会		臨時会	
						専任	併任	回数	平均日数	回数	平均日数
北海道	音威子府村	826	634	6	3	0	1	4	2.8	5	1
東京都	利島村	306	256	6	0	0	1	4	3.0	0	0
東京都	御蔵島村	314	249	5	1	0	2	4	5.5	1	1
東京都	青ヶ島村	168	142	6	0	0	1	4	5.5	1	1
長野県	王滝村	855	755	6	7	0	1	4	13.5	2	1
和歌山県	北山村	471	427	6	3	1	0	4	4.5	1	1
高知県	大川村	438	388	6	2	1	0	4	5.0	4	1
沖縄県	北大東村	553	435	5	0	1	0	4	4.8	5	1
沖縄県	与那国町	1,543	1,210	6	1	1	0	4	9.3	3	1

注：「有権者」は平成26年6月現在の人数を記載している。

「委員会数」は常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の合算を記載している。

「定例会・臨時会の開催状況」は平成25年度7月1日から平成26年6月30日までの実施状況を記載している。

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(平成26年1月1日現在)

総務省地方自治月報第57号「議員定数に関する調」(平成26年4月1日現在)

全国町村議会議長会「町村議会実態調査」(平成26年7月1日現在)



# 町村総会について

○地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

[議会の設置]

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

[町村総会]

第九十四条 町村は、条例で、第八十九条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

[町村総会に対する準用]

第九十五条 前条の規定による町村総会に関しては、町村の議会に関する規定を準用する。

[設置例]

○ わが国においては町村制が施行されていた当時、神奈川県足柄下郡芦之湯村(現同郡箱根町の一部)に町村総会の例があったが、同村は昭和22年4月以降議会を設けた。

○ 地方自治法施行後においては、東京都八丈支庁管内宇津木村(当時人口61人)にその例があったが、町村合併により八丈町の一部となり、現在は町村総会の例は存しない。

	人口	有権者数	備考
芦之湯村 (大正14年4月時点)	36人	6人(公民数)	昭和22年4月より議会制採用
宇津木村 (昭和26年1月時点)	65人	38人	昭和30年4月八丈町に編入

(出典) 芦之湯村：佐藤英善「逐条研究 地方自治Ⅱ」P.169

宇津木村：地方自治庁「地方自治月報 第9号」(昭和26年10月) P.128

# 地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（抄） （第28次地方制度調査会答申（平成17年12月））（小規模自治体関係）

## 第2 議会のあり方

### 2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

#### （2）具体的方策

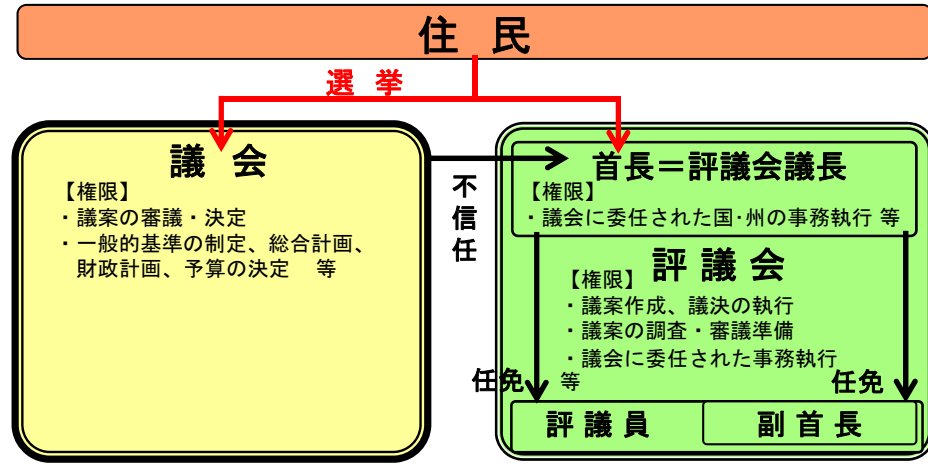
##### ⑦ 小規模自治体における議会制度のあり方

民意の適切な反映、効率的な議会運営等の観点から、少なくとも小規模な自治体については、現行の会期制度を廃し、週1回夜間などに定期的に会議を開くようにするなど、その規模に適した新たな制度を選択できるようにすることを、今後検討すべきである。

# 各国の基礎自治体における議会の組織について

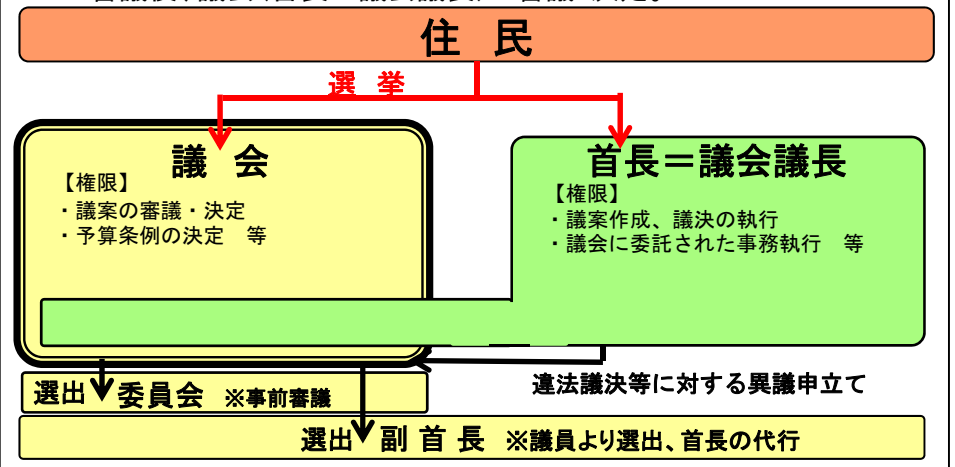
## ① イタリア基礎自治体（コムーネ）

- 住民は**議会議員**、**首長**を選挙。
- 首長(又は、評議会、議員、住民)の議案提案に対して、評議会で審議準備後、議会で審議・決定。



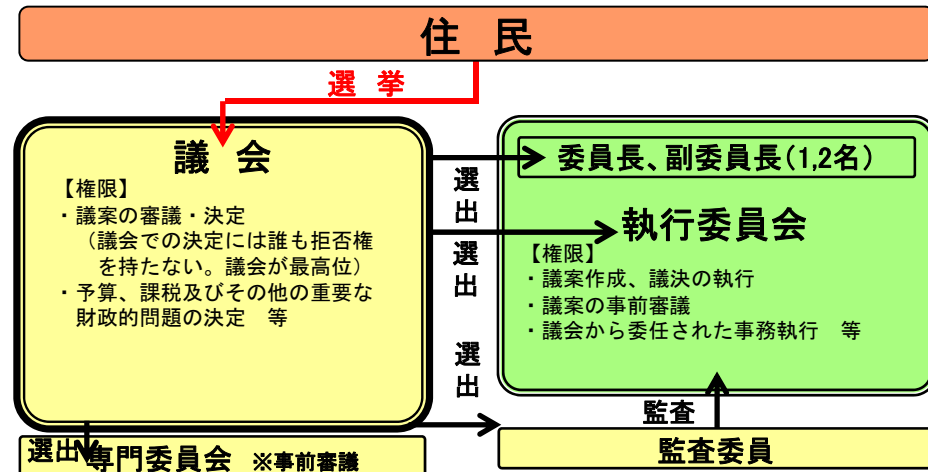
## ② ドイツ基礎自治体（ゲマインデ）例：バーデン・ヴュルテンベルク州

- 住民は**議会議員**、**首長(兼 議会議長)**を選挙。
- 首長(又は、全議員1/4以上の議員)の議案提案に対して、委員会で審議後、議会(首長が議会議長)で審議・決定。



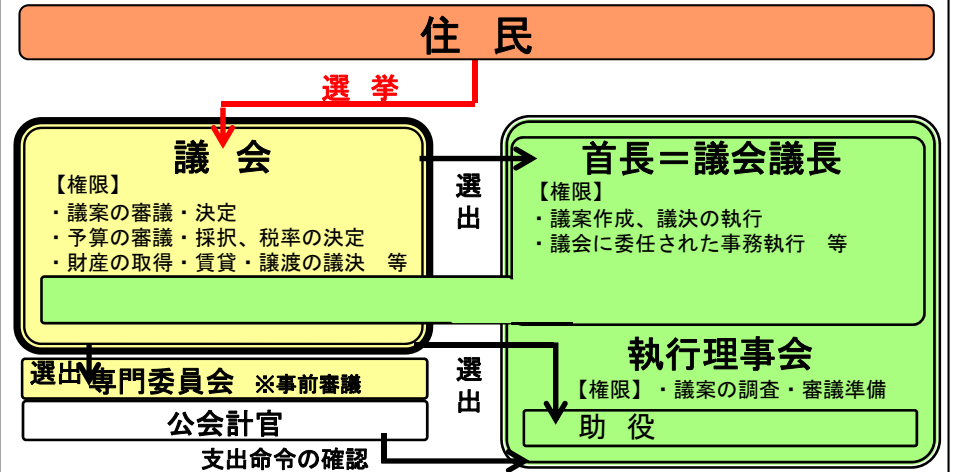
## ③ スウェーデン基礎自治体（コミュニティ）

- 住民は**議会議員**を選挙。議会が執行委員長を選出。
- 議員の議案提案に対して、専門委員会で審議、その後、執行委員会で議案を審議後、議会で審議・決定。



## ④ フランス基礎自治体（コミュニティ）

- 住民は**議会議員**を選挙。議会が**首長(兼 議会議長)**を選出。
- 議長(又は、議員)の議案提案に対して、専門委員会で審議、その後、執行理事会で審議準備後、議会(首長が議会議長)で審議・決定。



(出典：自治体国際化協会(CLAIR) 平成27年2月時点)



### (3) 議員に求められる役割



# 第28次地方制度調査会答申（平成17年12月）、第29次地方制度調査会答申（平成21年6月） （議員の位置付け関係）

「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（抄）  
（第28次地方制度調査会答申・平成17年12月8日）

## 2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

### （2）具体的方策

#### ⑤ 議員の位置付けと定数

議員について、常勤・非常勤という職の区分とは別に、「公選職」という新しい概念を設け位置づけの変更を行うべきであるという意見があるが、この点については、「公選職」にどのような法的効果を持たせるのか、政治活動と公務の関係をどのように考えるのか、などの論点があり、引き続き検討する必要がある。

「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」（抄）  
（第29次地方制度調査会答申・平成21年6月16日）

## 3 議会の議員に求められる役割等

### （3）議員の位置付け

議員の活動は、議会における審議・討論にとどまるものではなく、政策形成のための調査研究活動や住民の意思を把握するための諸活動等、広範にわたることから、議員の位置付けやその職責・職務を法制化すべきであるとの意見がある。

この点については、今後の地方分権の進展や議会機能の充実・強化に伴う議員の活動の実態を踏まえ、政治活動と公務との関係、議員の活動についての住民への説明責任のあり方、職責・職務の法制化に伴う法的効果等を勘案しつつ、引き続き検討することが必要である。

# 議会事務局の体制（事例）

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第百三十八条 都道府県の議会に事務局を置く。

② 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

③ 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

④ 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、町村においては、書記長を置かないことができる。

（機関等の共同設置）

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第百三十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「議会事務局」という。）、…を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

団体	栃木県	埼玉県川越市	北海道福島町
議員定数	50	36	11
職員数	職員38名、図書業務嘱託員1名、非常勤職員等5名	職員13名	職員3名、臨時職員1名
体制	○事務局 計38名 局長 1名 総務課 16名 議事課 9名 政策調査課(※) 12名 ※平成16年度に議会調査課に政策法令担当を4名純増して改組	○事務局 計13名 局長 1名 庶務課 4名 議事課 7名 (うち調査担当3名)	○事務局 計3名 局長 1名 次長 1名 主事 1名
議員支援	○会派別に連絡調整担当者を配置 ○議会の質問者には個別対応 ○以下の場合に、議員の要望に応じて関係施策・法令等を調査 ・本会議、予算委員会質疑 ・常任委員会特定テーマの調査研究 ・議員提案による政策条例制定 ・パブリックコメント等の手続支援	○会派別の専属担当はなく、各常任委員会に担当書記を2人配置 ○例年、定例会時に調査依頼が集中。 ・過去の議会会議録 ・法令検索 ・他市の状況調査 等	○事務局が議員勉強会を開催 ・定例会前(年4回) ・特に重要な案件の会議(本会議・特別委員会)
政務活動費のチェック体制	総務課5名でチェック	庶務課4名でチェック	事務局職員3名でチェック



# 地方議会図書室の状況（事例）

## ○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第百条（略）

②～⑱（略）

⑲ 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

⑳ 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

団体	栃木県	埼玉県川越市	北海道福島町
職員数	7名 (事務局兼任6名、司書資格を持つ図書業務嘱託員1名)	5名(議会事務局と兼任)	4名(議会事務局と兼任)
蔵書数	16,469冊	1,495冊	約1,000冊

## (参考) 国立国会図書館による地方議会図書室への支援

### ○ 国立国会図書館法

第二十一条

一（略）

二 あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の改善につき、都道府県の議会その他の地方議会、公務員又は図書館人を援助する。

### ○ 主な支援内容として、以下のような資料に基づく連携・協力を行っている

- ・ 各府省庁の刊行物を収集し、都道府県議長会を通じて各議会図書室へ送付
- ・ 衆参両議院の協力により、都道府県及び政令指定都市議会図書室に対し国会会議録を送付
- ・ 利用登録をしている議会図書室に対し、公共図書館と同様のサービス(資料の複写等)を提供

# 政務活動費について

## 改正の経緯

平成24年地方自治法改正（議員修正※）  
平成24年9月5日公布、平成25年3月1日施行

- ・ 平成12年に議員立法で「政務調査費」を創設
- ・ 三議長会の要望を踏まえた議員修正により、平成24年の地方自治法改正で「政務調査費」から「政務活動費」に改正
- ※ 民主党・無所属クラブ、自民党・無所属の会、国民の生活が第一・きづな及び公明党の4派共同提案による議員修正

## （改正の内容）

- ① 「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更
- ② 「調査研究」から「調査研究その他の活動」に充当可能範囲を拡大
- ③ 充当可能範囲は条例で定めることを新設
- ④ 議長への使途の透明性確保の努力義務を新設

## 政務活動費制度の概要

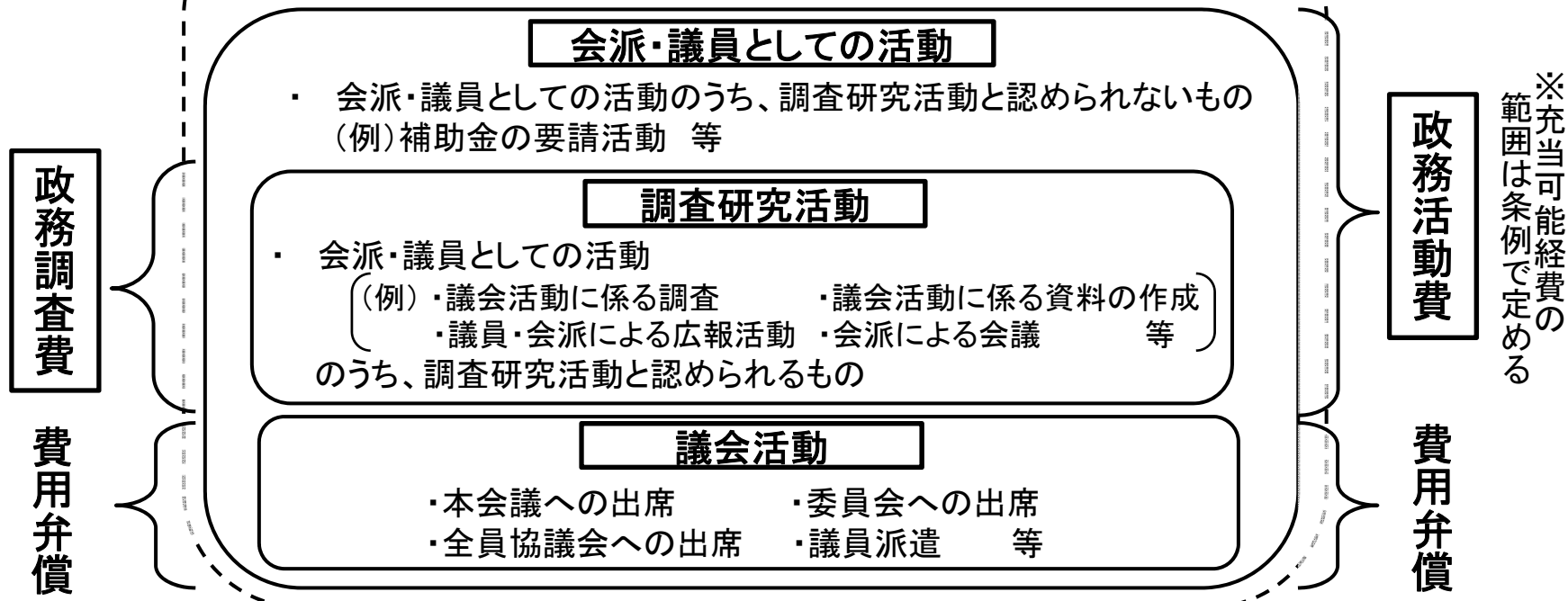
- ・ 地方公共団体は、条例で定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付
- ・ 交付対象 議員又は会派
- ・ 交付対象・額・方法・充当可能範囲 条例で規定
- ・ 交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収支報告書を議長に提出
- ・ 議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努める

# 政務調査費と政務活動費の対象経費（イメージ）

【改正前】

・政党活動 ・選挙活動 ・後援会活動 ・私人としての活動 等

【改正後】



## ◆地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)による改正

改正前	改正後
<p>第百条</p> <p>⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、<u>政務調査費</u>を交付することができる。この場合において、当該<u>政務調査費</u>の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。</p> <p>⑮ 前項の<u>政務調査費</u>の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該<u>政務調査費</u>に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p>	<p>第百条</p> <p>⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究<u>その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、<u>政務活動費</u>を交付することができる。この場合において、当該<u>政務活動費</u>の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該<u>政務活動費</u>を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。</p> <p>⑮ 前項の<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該<u>政務活動費</u>に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p> <p>⑯ 議長は、第十四項の<u>政務活動費</u>については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。</p>

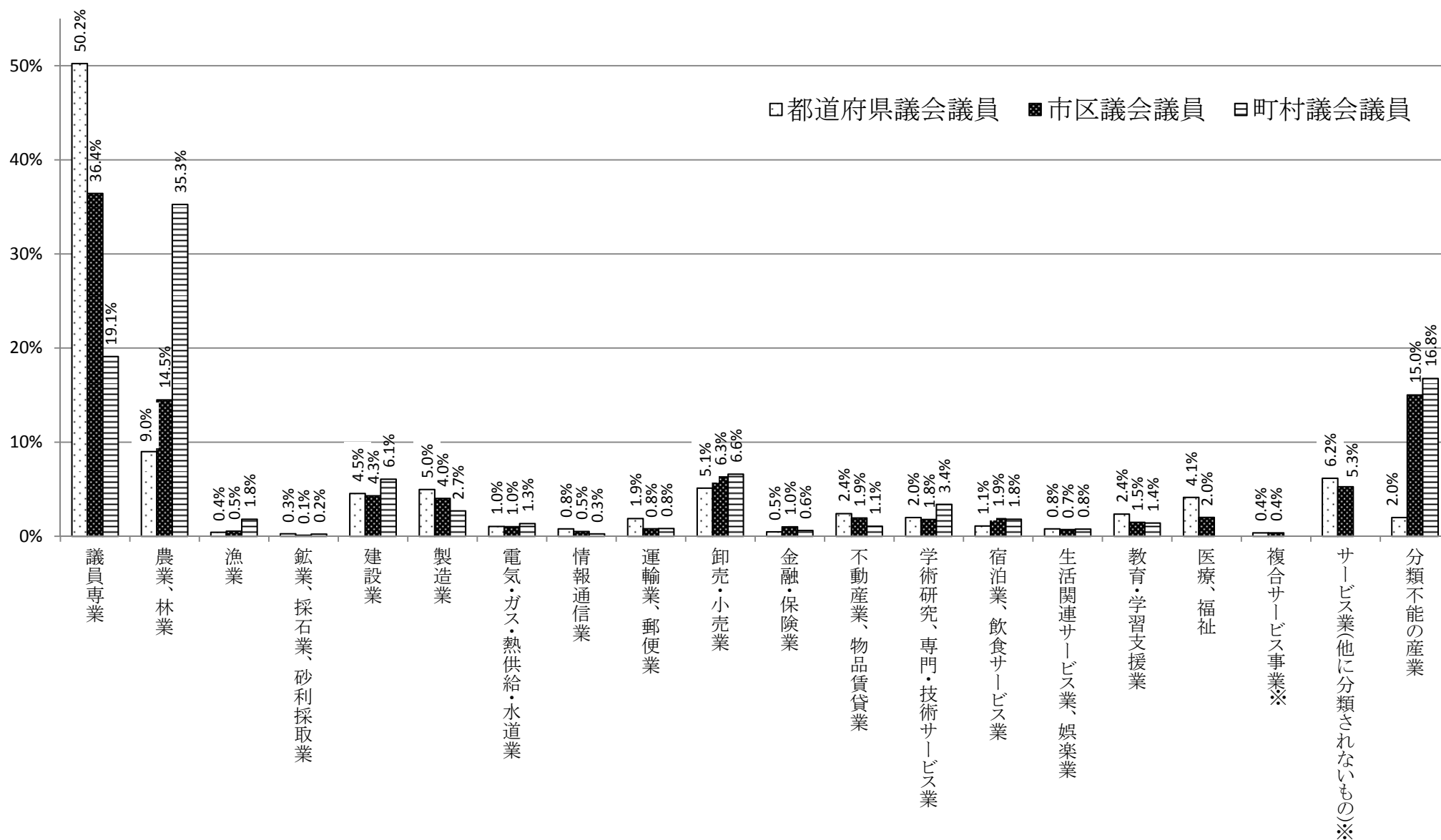
※上記の法改正(平成25年3月1日施行)に伴い、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定める等の条例改正。



## (4) 幅広い人材の確保



# 地方議会議員の概況①（職業別の状況）



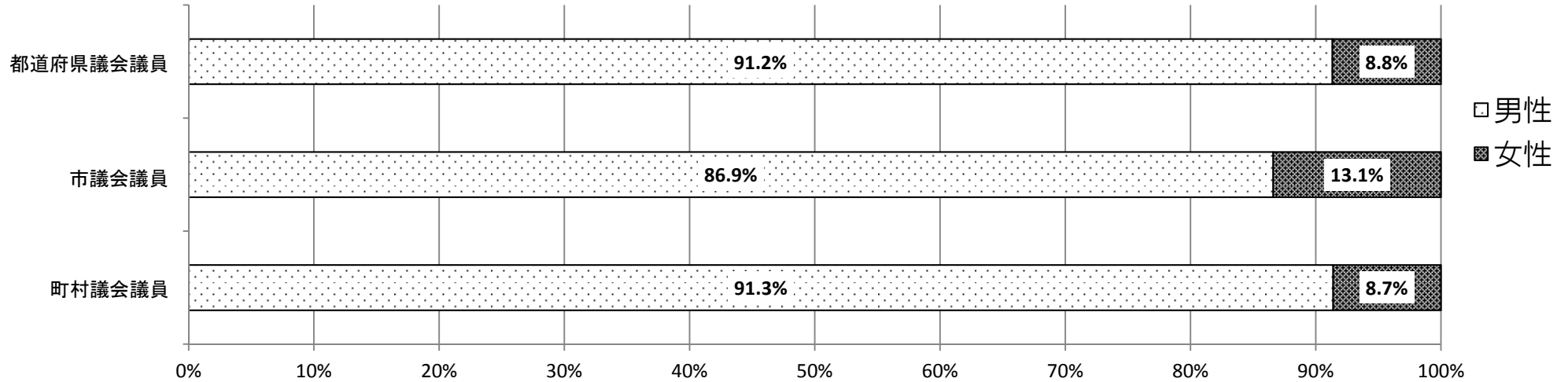
注1：都道府県のうち福島県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大分県、宮崎県を除かれている。

注2：「※」を付した項目は、「町村議会実態調査」において調査していない。

出典：全国都道府県議会議員職業別調（平成25年7月1日現在、全国都道府県議会議員会長）  
市議会議員の属性に関する調（平成25年8月30日現在、全国市議会議員会長）  
町村議会実態調査（平成25年7月1日現在、全国町村議会議員会長）

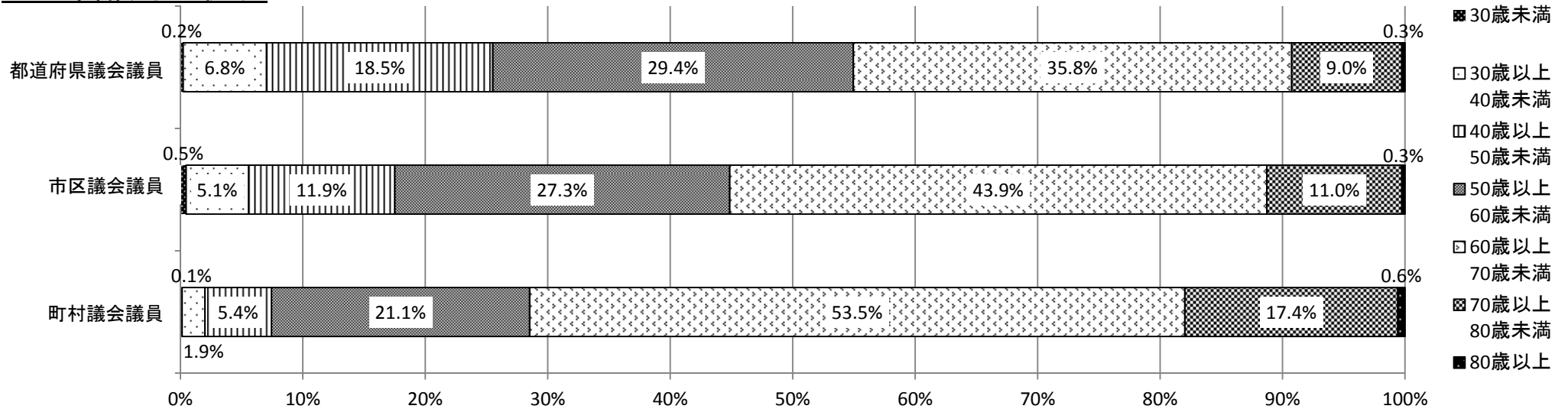
# 地方議会議員の概況②（性別、年齢別の状況）

## ○ 男女の比率



出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」(平成25年12月31日現在)

## ○ 年齢別の状況



出典：全国都道府県議会議長会「全国都道府県議会議員年齢別調」(平成25年7月1日現在)

全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調」(平成25年8月1日現在)

全国町村議会議長会「町村議会実態調査」(平成25年7月1日現在)



# 議会議員の平均年齢と年齢構成比の推移イメージ（粗い試算）

- 将来推計人口から算出した各年齢毎の増減率(※1)を単純に用いて、20年後の議会議員の平均年齢と年齢構成比(※2)を仮に推計した粗い試算においては、
- 平均年齢は、各議会とも年々増加していく傾向にあることが見込まれる。
  - 特に60歳以上の議員構成比は、各議会とも増加していく傾向にあることが見込まれる。

		2014年		→	2034年
議会議員の 平均年齢	都道府県	58.0歳	+1.0歳	→	59.0歳
	市区	59.6歳	+0.8歳	→	60.4歳
	町村	63.5歳	+0.4歳	→	63.9歳
		2014年		→	2034年
議会議員に占める 60歳以上の人口の割合	都道府県	48.3%	+2.4%	→	50.7%
	市区	56.3%	+1.5%	→	57.8%
	町村	73.3%	+0.5%	→	73.8%

※1 増減率は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」の「男女別年齢各歳別人口」より、2014年の各歳別人口と2034年の各歳別人口を比較して、各年齢毎の増減率を算出したもの。  
例：30歳人口（2014年1,467千人→2034年1,095千人）、増減率-25.3% 30歳～40歳区分（2014年→2034年）、増減率-19.6%

※2（2014年：平均年齢）各議長会資料による各年齢区分毎の議員数に、各年齢区分毎の中央値を掛け合わせたもの。これらの各区分の総計を総議員数で除して平均年齢を算出。  
例：都道府県・「167（30歳～40歳区分議員数）」×「35（30歳～40歳区分の中央値）」＝「5,845（30歳～40歳区分の計）」 「153,413（各区分の総計）」/「2,647（総議員数）」＝57.95歳

（2034年：平均年齢）2014年の議員数に増減率を用いて2034年の議員数を算出。以下は上記と同じ。

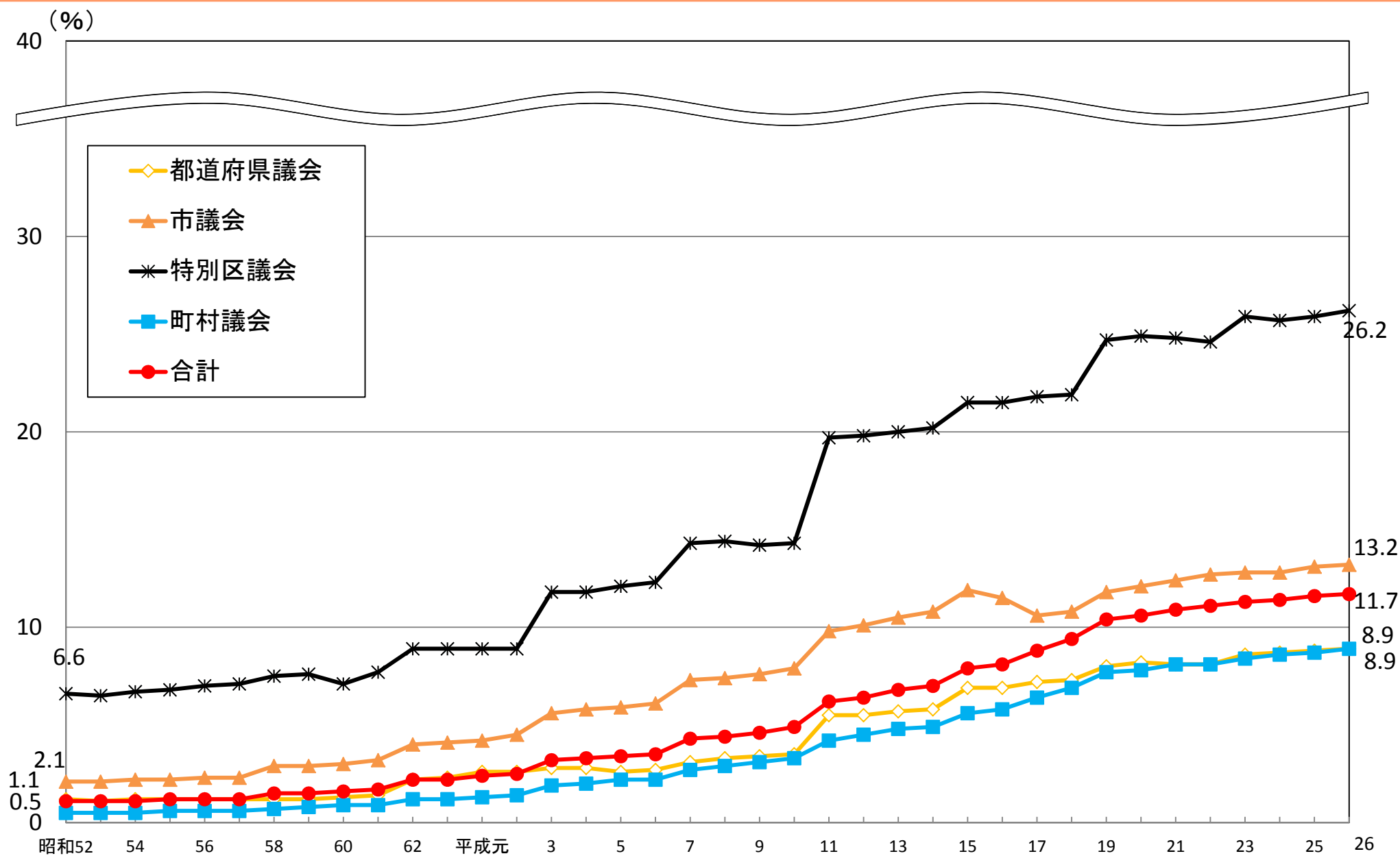
例：都道府県・「134（30歳～40歳区分議員数）」×「35（30歳～40歳区分の中央値）」＝「4,698（30歳～40歳区分の計）」 「156,200（各区分の総計・補正值）」/「2,647（総議員数）」＝59.01歳

（2014年：年齢構成比）各議長会資料による。

（2034年：年齢構成比）2014年の年齢構成比に増減率を用いて2034年の年齢構成比を算出。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」・「男女別年齢各歳別人口」（平成24年1月、厚生労働省）、  
全国都道府県議会便覧「全国都道府県議会議員年齢別一覧表」（平成26年7月1日現在、全国都道府県議会議長会）、  
市議会議員の属性に関する調査「議員の年齢構成」（平成26年8月30日現在、全国市議会議長会）、町村議会実態調査「議員の年齢構成」（平成26年7月1日現在、全国町村議会議長会）を基に作成。

# 地方議会における女性議員の割合の推移



「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」より作成

(各年12月末現在)

# 夜間・休日等議会の活用状況

## ○ 市区議会（各年1月1日～12月31日）

### 【休日等議会】

項目	団体数	開催件数	平均傍聴者数(人/件)
平成20年	16	27	53.2
平成21年	21	29	34.1
平成22年	19	28	54.6
平成23年	19	24	33.7
平成24年	19	24	38.7
平成25年	19	22	34.1

出典：全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査」（H25.1.1～H25.12.31）

### 【夜間議会】

項目	団体数	開催件数	平均傍聴者数(人/件)
平成20年	3	5	23.6
平成21年	4	4	30.2
平成22年	1	1	55.0
平成23年	3	6	26.0
平成24年	2	2	61.5
平成25年	2	2	45.5

## ○ 町村議会（各年前年の7月1日～当年の6月30日）

### 【休日等議会】

項目	団体数	平均開催日数
平成20年	39	1.5
平成21年	36	1.4
平成22年	29	1.4
平成23年	30	1.2
平成24年	43	1.4
平成25年	32	1.4
平成26年	31	1.4

出典：全国町村議会議長会「第60回町村議会実態調査」（H26.7.1現在）

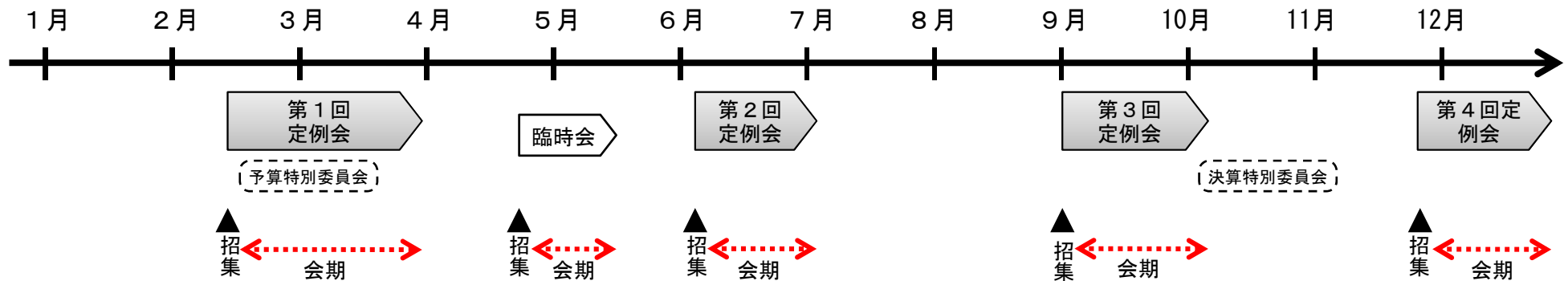
### 【夜間議会】

項目	団体数	平均開催日数
平成20年	17	1.5
平成21年	20	1.5
平成22年	18	1.7
平成23年	15	1.2
平成24年	19	1.5
平成25年	19	1.7
平成26年	18	1.9

# 地方議会の会期のあり方の見直し（基本イメージ）【H24 地方自治法改正】

（改正前）

- ・ 議会の招集は、長が告示により行う（地方自治法第101条）。
- ・ 定例会・臨時会の区分があり、定例会の回数は条例で定める（地方自治法第102条第1項・第2項）。
- ・ 会期は毎会期の初めに議会の議決で定める（地方自治法第102条第6項）。
- ・ 定例会・臨時会の会期中、集中的に議会を開催する運用を想定。

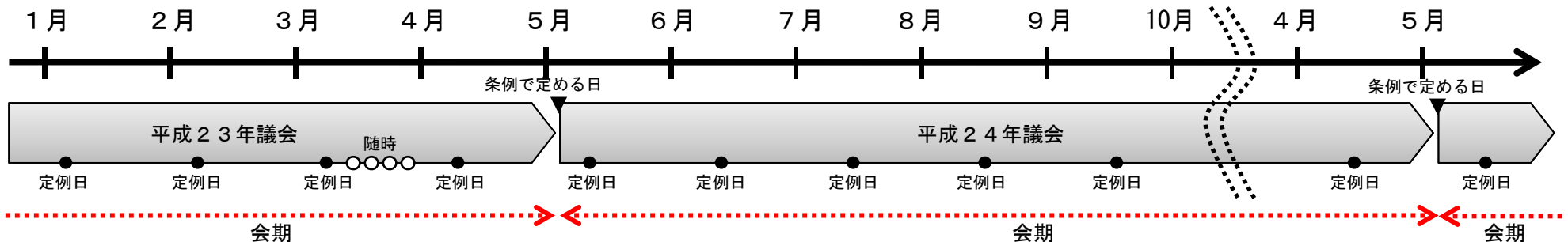


（新制度）

- ・ 定例会・臨時会の区分はなく、一般選挙後30日以内に長が議会を招集するほか、招集行為は行わない。
- ・ 会期は、原則として、条例で定める日から翌年の当該日の前日までと法定する。
- ・ 条例で、定期的に会議を開く日（定例日）を定める（必要に応じ、定例日以外に随時開催も可）。
- ・ 長等が出席できない正当な理由を議長に届け出たときは、出席義務を解除する。

【運用イメージ】 毎月第2水曜日、18時から20時まで

（予算・決算については、2～3月、10～11月に集中審議 → 定例日を集中的に規定するか委員会付託）



（選択制）

# 通年会期を採用している団体の状況

出典：総務省「地方自治月報第57号」（平成26年4月1日現在）

## ○ 地方自治法第102条の2による通年会期を採用している団体数……………1県3市11町村

栃木県

北海道森町、北海道日高町、岩手県葛巻町、福島県小野町、新潟県柏崎市、石川県津幡町、長野県木祖村、大阪府島本町、岡山県鏡野町、徳島県三好市、徳島県勝浦町、徳島県小松島市、福岡県川崎町、熊本県あさぎり町

## ○ 定例会を条例で年1回と定めている団体数 ……………2県12市19町村

三重県、滋賀県

北海道根室市、北海道福島町、北海道利尻富士町、北海道豊浦町、北海道白老町、北海道芽室町、岩手県滝沢市、岩手県紫波町、宮城県蔵王町、宮城県柴田町、福島県只見町、千葉県長生村、千葉県大多喜町、神奈川県相模原市、神奈川県寒川町、神奈川県開成町、石川県白山市、長野県信濃町、長野県小布施町、長野県軽井沢町、愛知県豊明市、三重県四日市市、滋賀県大津市、京都府京都市、大阪府大東市、大阪府大阪狭山市、和歌山県かつらぎ町、高知県土佐清水市、長崎県壱岐市、熊本県御船町、鹿児島県南大隅町

## 地方議会における制度の導入状況等に関するアンケート結果①

【調査主体】 総務省自治行政局行政課

【調査時点】 平成27年7月1日 （下記の【調査内容】問④については、平成26年度の状況）

【調査対象】 47都道府県 / 1,741市区町村

【回答】 47都道府県(100.0%) / 1,693市区町村(97.2%) （各議会事務局より回答）

【調査内容】

- ・ 議会に関する下記制度の導入状況等について、お答えください。

問① 通年会期制を導入していますか。

問② 夜間・休日議会を開催していますか。

問③ 事務局の共同設置について、共同設置の利点は何だと思えますか、  
また共同設置が進まない理由は何だと思えますか。

（※事務局の共同設置を行っている団体はなし（平成27年7月調査時点））

問④ 本会議での公聴会・参考人制度・専門的事項の調査について、各制度を利用していますか。

# 地方議会における制度の導入状況等に関するアンケート結果②

## 問① 通年会期制を導入していますか。

	都道府県 (全47団体)		市区町村 (全1,693団体)	
		主な理由		主な理由
導入している	3団体 (6.4%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の随時の開催が可能となり、専決処分が減少し、緊急を要する案件にも迅速に対応できる。</li> <li>・十分な審議時間の確保が可能となり、政策形成の機会の増加に繋がる。</li> <li>・執行部の行政活動を継続して監視することで、議会の機能を強化するとともに、災害など不測の事態に対する危機管理態勢が整えられ、県民サービスに繋がる。</li> </ul>	67団体 (3.8%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会が主導的・機動的に活動でき、チェック機能の充実強化が図れる。</li> <li>・勤労者が参画できる状況を作り、多様な層の住民の意見を反映することができる。</li> <li>・本会議の日程が予測可能になり、傍聴しやすくなり、多くの住民が議員を志すことができる。</li> </ul>
導入していない	44団体 (93.6%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広範囲な地理的状況から、随時に本会議を開くことは困難。</li> <li>・議員活動が制約されるケースや、非常時における執行機関の活動への影響が危惧される。</li> <li>・今はまだ導入していないが、通年会期制を視野に入れて3会期制を採用しており、今後導入について検討されるものと認識している。</li> </ul>	1,626団体 (96.2%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間のほとんどが開会中となり、地域での議員活動等の時間が少なくなるおそれや執行機関の行事予定が立てにくくなる。</li> <li>・災害等の迅速に対応すべき事態が起きたとき、議会を優先するあまり、現場対応が後回しになることが懸念危惧される。</li> <li>・議会事務局の業務量が増えることで人員等の増加を伴うことが予想されるため、具体的な検討に至っていない。</li> </ul>

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄

第百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

③～⑥ (略)

⑦ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

※「定例会」の工夫による通年議会（定例会の回数を年1回とし、会期を約1年（招集に一定の期間が必要なため）とする運用）も可能。

第百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

②～⑤ (略)

⑥ 第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。

⑦～⑧ (略)

# 地方議会における制度の導入状況等に関するアンケート結果③

## 問② 夜間・休日議会を開催していますか。

	都道府県 (全47団体)	主な理由	市区町村 (全1,693団体)	主な理由
	開催したことがある	0団体 (0.0%)	—	61団体 (3.5%)
開催していない	47団体 (100.0%)	・コストの増大を招く。(執行部の職員の時間外勤務手当など) ・本会議や委員会がテレビ中継やインターネットライブ中継、録画配信されている。 ・夜間議会については、県土が広いことから導入しても傍聴者が集まりにくく効果が限定的。また、休日議会については、職員の休日勤務等の問題があるほか、相当早い段階で、執行部との日程調整が必要となる。	1,632団体 (96.5%)	・議員は農業等の自由業が多く、又、行政職員の人員・勤務体制から休日等より平日議会の方が開催しやすいため。 ・地域ごとで行われる行事等は休日、夜間に行われることが多く、その行事等への参加、視察を行う首長・議員にとって、夜間・休日議会の導入は不都合が多い。

### ○都道府県標準会議規則（最終改正 平成二十四年十月十一日）抄

(会議時間)

第九条 会議時間は、午〇時から午後〇時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上げ又は延長することができる。

(休会)

第十条 県の休日は、休会とする。

2 (略)

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百十四条第一項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄

第百十四条 普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。

この場合において議長がなお会議を開かないときは、第百六条第一項又は第二項の例による。

② (略)



# 地方議会における制度の導入状況等に関するアンケート結果④

問③ 事務局の共同設置について、共同設置の利点は何だと思えますか、  
また共同設置が進まない理由は何だと思えますか。(※事務局の共同設置を行っている団体はなし)

	都道府県	市区町村
共同設置の利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務が統一され、各種情報の共有、効率的な事務局運営ができる。</li> <li>・経費節減や事務処理能力の向上につながり、コストの縮減ができる。</li> <li>・法制事務等の事務局体制の強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識の共有や効率化が期待できる。(例：法制担当職員の配置)</li> <li>・小規模市町村の事務の補完が可能となる。</li> <li>・処分当事者と全く面識のない者が裁定等に携わり、より公平な判断につながる利点があると思われる。</li> <li>・事務局職員の専門性が高くなり、専門性を活かした議会運営ができる。</li> </ul>
共同設置が進まない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県レベルでは広域すぎる。議会と事務局が異なる場所に設置されると、迅速な対応が困難となり、事務局機能が低下することが懸念される。</li> <li>・各議会事務局ごとの各種条例・規則等の違いがある。</li> <li>・議会会期の調整が煩雑になる等の問題が想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣自治体と事務局を共同設置した場合、例えば定例会の開催時期が重なると事務量は多くなり、職員への負担が大きい。</li> <li>・議会事務局は、異なる政見を有する議員や、住民との各種調整等に携わるので、個々の自治体の事情、慣例、議員の政見等を十分把握することができないままに議会運営に関わると混乱する可能性がある。</li> </ul>

## ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄

第三百八十八条 都道府県の議会に事務局を置く。

② 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

③ 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

④ 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、町村においては、書記長を置かないことができる。

⑤～⑧ (略)

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第三百八十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「議会事務局」という。）、(略)を置くことができる。(以下略)

②～③ (略)

# 地方議会における制度の導入状況等に関するアンケート結果⑤

問④ 本会議での公聴会・参考人制度・専門的事項の調査について、各制度を利用していますか。

## ○ 公聴会

	都道府県 (全47団体)		市区町村 (全1,693団体)	
開催したことがある	0団体 (0.0%)	—	6団体 (0.3%)	(主な目的) ・議員定数削減及び議員報酬について市民の意見を聴取する。  ・町の産業振興のための条例制定について、広く意見を聴取する。
開催していない	47団体 (100.0%)	(主な理由) ・委員会において公聴会を開くことができるため、本会議での公聴会を必要としないと考えため。	1,687団体 (99.7%)	(主な理由) ・公聴会は、公示等、開催までに時間を要するため、代用として議会報告会や意見交換会を実施している。

## ○ 参考人制度

	都道府県 (全47団体)		市区町村 (全1,693団体)	
利用したことがある	17団体 (36.1%)	(利用目的) ・条例案を検討するために、意見を聴取する必要があったため。  ・教育長の任命同意議案に候補者を参考人招致し、意見を聴取するため。	192団体 (11.1%)	(利用目的) ・本会議の審議において、専門的な知識が必要であるため。  ・議論を深めるため、意見を聴取する目的(今後の議会のあり方について等)。
利用していない	30団体 (63.9%)	(利用していない理由) ・委員会において利用しているが、本会議では利用する事案が発生していないため。	1,501団体 (88.9%)	(利用していない理由) ・委員会の調査において参考人制度を利用しているため、本会議では必要としていない。  ・現在、議会改革の諸課題の一つとして協議している。

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄

第百十五条の二 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

# 地方議会における制度の導入状況等に関するアンケート結果⑥

問④ 本会議での公聴会・参考人制度・専門的事項の調査について、各制度を利用していますか。

## ○ 専門的事項の調査

	都道府県 (47団体)		市区町村 (全1,693団体)	
利用したことがある	0団体 (0.0%)	—	10団体 (0.5%)	(利用目的) ・議員定数削減及び議員報酬のあり方、議会改革への取組について、調査が必要であった。  ・世界自然遺産登録に関する野生生物の生態等の専門分野について、調査が必要であった。
利用していない	47団体 (100.0%)	(利用していない理由) ・専門的事項調査に関する要望が出ておらず、調査を要する事案も発生していないため。	1,683団体 (99.5%)	(利用していない理由) ・調査を要する事案が発生していないため。  ・専門的事項の調査を活用する前に、委員会において、参考人制度等の活用により、検討を深めており、調査を必要としていないため。

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄

第百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。